
藤本敏文（1893–1976）の手話についての考え方

上野 益雄
野呂 一

1. 問題意識

1) きれいな手話

初代の日本聾啞連盟長となった藤本敏文の書いたものの中に「きれいな手話」と題した文章がある⁽¹⁾。戦争たけなわの昭和18年、藤本50歳のときのものである。その中に次のような一節がある。

「この間、聾啞者の集りの席に出て、請われるままに、口話と手話の二刀流使い分けて、一席弁じた後、傍聴して居られた常人の先生が、私を顧みて、『先生の手話と生粹の聾啞者の手話とは大分違うようで、よくすじが判って、手話の表現がいかにも、おとなしく上品である。聾啞者のは、大仰で、道化のようで何を言っているのか、よく判らぬどうも感心しないですね』云々と言われた。それに対して、私は『あの人達は生地のままの手真似を使うから、あんなに大仰で道化で見えるのでしょうか。『国語を土台（基礎）にして手話するなら、あんなこともありますまい』と答えた。」⁽²⁾

（アンダーラインは上野・野呂）

「…比較的正確な国語を基礎として、新しい手話の案出と駆使とを将来するならば、手話の語彙は今より一段と豊富になる事であらう。手話を直ちに国語に、国語を直ちに手話に一々翻訳出来得るに至れば、はじめて所謂教養的手話と称するに至るであろう。

「つまらない」「降参」などの手話の語源がよく理解できるにいたれば、それは既にもう立派な教養的手話といい得る。」⁽³⁾（アンダーラインは上野・野呂）

近年、手話サークルや手話の講習会なども多くなり、手話通訳の活動も盛んになってきた。そこでは、しばしば日本語の文章に沿った手話が“きれいな手話”と言われ、聾啞者の使う身振りや表情を伴った手話は“きたない手話”と言われることがあった。藤本敏文はこのような意味で「きれいな手話」ということを書いたのであろうか。

筆者のひとり（上野）は、昭和50年頃、東京都手話通訳者認定第何号とかいう講師の手話学習会に2,3回参加したことがある。その学習では、簡単な日本語の文章を手話に直していくのである

が、聾者が2人出席しており、聴者と同じようにたどたどしい手話表現をしていた。ところが、学習会がすむと、その2人が素早い手話で話し合っているのを不思議に感じた経験をもつている。

藤本の言う「きれいな手話」とは、学習会のテキストで用いられた日本語と対応する手話をさしているのであろうか。

しかし、歴史的には、文章どおりの単語に手話を対応させていくものが、「きれいな手話」と言われたことはない。特に、アメリカの19世紀初期の手話時代には、“聾啞者の手話は美しい”，あるいは，“聾啞者の手話を見習うべきである”，と絶えず言われていたのである⁽⁴⁾。

そうなると、「きれいな手話」の意味は反対となる。

また筆者のひとり（野呂）は、大学時代に、第2代の聾啞連盟長であった大家善一郎氏と昼食をともにしたことがあったが、次のように言われた。「あなたの手話はきたないです。見苦しいです。でもあなたは聾者としての手話もできます。もう少し、聾者としての自信を持ってほしいと思います…」と。その頃は関東聴懇や手話学習会の影響のため、口話併用で手話をやっていたので、かなり頭をがんとやられた思いがある。「きれいな手話」とは、聾者が本来もつ日本手話を自然に表したものを感じていた。だから筆者の“日本語を併用した不自然な手話”をきたないと大家氏は諭されたのである。

やはり「きれいな手話」の意味は、反対になっている。

藤本の“きれいな手話”とはいいったいどんな手話をさしたのであろうか。

2) 藤本の口話法に対する考え方

藤本は、「口話法を敵視するわけではなく、口話法に適性を示す聾啞者には口話法で教育し、口話法が合わない聾啞者には手話法または口話法との併用で教育すべき、という柔軟な姿勢」⁽⁵⁾をとったと言われるが、実際はどのような姿勢を示したのであろうか。藤本が書いた大正15年の「手真似をより広く街頭へ」という文章がある。その一節をみよう。

「年改まって我教育界は益々口話法の普及発達に躍進すべき事を確信して吾人は謳歌するものである。双手を挙げて欣快の叫びを挙ぐるものである。と同時にこれが機運に促されて、手真似語の発達が愈々益々必要となり、更に本質的に研究さる、事を確信する。」⁽⁶⁾

藤本は“口話法の普及発展を、双手を挙げて欣快の叫びを挙げる”と言っている。

藤本自身は聾者であり、聾啞学校の教師を勤め、その間、日本聾啞協会の理事から戦後は初代全日本聾啞連盟長として活動した人である。

本稿では、戦前の藤本が「手話についてどのような考え方をしていたか」に焦点をあてるにすることにする⁽⁷⁾。

2. 問題の歴史的背景について

1) 聾者の言語：手話

聾者の大学として有名なギャローデット大学のあるワシントン D.C. の1992年5月29日付のウイークリー誌は、手話についての特集を組んだ。表紙を飾ったのは、「あなたの声を消しなさい！」であった⁽⁸⁾。英語の語順に沿った声を出しながらの手指表現（しばしばシムコム—simultaneous communication—と言われる）をやめて、聾者本来の言語としてのアメリカ手話を使おうという主張である。それまでは、英語の語順に沿った手話が、多く使われていたのである。

ふりかえってみると、学問の世界ではすでに、1960年から1970年代にかけて、ストーキ（W. C. Stokoe）が、その一連の研究において、アメリカ手話（ASL）の言語としての位置づけを行っている⁽⁹⁾。現在では、日本においても、言語としての日本手話が認知されており、日本語に沿った声を出しながらの手指表現（しばしば対応手話とも言われる）とは、はっきり区別されつつある。

では、ストーキが言語学的な位置づけを行ったので、手話は、言語となったのか、というと、そんなことはない。他のどの音声言語とも同じように⁽¹⁰⁾、言語として社会に認知される以前から手話という言語は存在していた。

18世紀から19世紀にかけての著名な聾教育者ド・レペ（De L'Epée 1712–1789）やシカール（R. A. C. Sicard 1742–1822）は、“聾者の言語である手話を基本にして”フランス語を示す文法的手話を考案したが、そのとき、聾者の言語としての手話を意識していたし、ベビアン（R. A. Bebian 1789–1834）や聾者デ・ロージュ（Pierre Desloges 1747–？），そして聾者ベルティエ（Ferdinand Berthier 1803–1886）は、聾者の言語としての手話を主張している⁽¹¹⁾。また先に述べたように、アメリカの初期（19世紀前半）の聾教育者たちも、聾者の言語としての手話を natural sign language（自然的手話）として認知し、直接教育の手段に用いている⁽¹²⁾。聾者の用いる言語としての手話は、現在になって現れたものではないのである。

2) 手話の排除

さて、19世紀中葉までは、アメリカやヨーロッパでは、手話が積極的に聾啞施設の教育・指導に取り入れられていたのであるが、やがて、19世紀の後半から20世紀の1960年代に亘って、初等教育の広まりとともに、聾教育の世界では、手話は使ってはいけないものとなった。手話を使うことは、音声言語の習得を妨げるものとして、排除されるようになった。欧米との時期的なズレはあったが、日本では、伊沢修二が1876(明9)年アメリカ独立百年記念の博覧会で、ベル（A. G. Bell 1847–1922）の視話法を知り、直接ベルからその発音法を習い、1878年帰国後、聾生徒にその指導を試みている。また1898(明31)年ベルが来日し、各地で講演し発音法を勧めた。いくつかの盲啞学校では発音指導を試みるところも出てきた⁽¹³⁾。しかし、ベルが勧め、伊沢が実践した発音の方法は、広く普及するまでにはいたらなかった。当時の盲啞学校では、生徒の学習指導に力を注ぐまでの状況になっていたのである。生徒の指導には広く手話が用いられていた。

欧米の影響を受けて、本格的に口話法が普及し、聾啞学校から手話が排除されるようになったのは、1925(大14)年以降のことである。大正9年、宣教師K. ライシャワーによって、東京の杉並に

手話を用いずに口話のみで教える“日本聾話学校”が設立された。同じ年、西川吉之助は愛娘はま子に、手話を一切使わずに発音を教える指導を自ら家庭で始めた。名古屋聾啞学校の橋村徳一は口話の学級を開設した。海外視察から帰った川本宇之介は、上記の2人とともに、聾口話普及会を設立した。各地で講習会が開かれ、西川は、はま子を連れて各地を講演して回った。またラジオ放送などを通じて、口話法の普及が図られた。昭和15年には手話を用いる聾啞学校は、大阪市立聾啞学校、私立函館盲啞院などごくわずかであって、ほとんどの聾啞学校では、手話を使わなくなっていた⁽¹⁴⁾。昭和6年、日本聾口話普及会は、財団法人聾教育振興会と改め、機関紙『口話式聾教育』は『聾口話教育』と改称され、文部省の主導に移った。口話法は奔流となって、全国の聾啞学校に染み渡っていきつつあった。

3) 大阪市立聾啞学校

そのような状況の中で、藤本の勤務する大阪市立聾啞学校は、高橋潔校長を中心として、手話を採用し続ける学校であった⁽¹⁵⁾。むしろ、他の聾啞学校が口話法に変わっていくさなかの、大正の末から昭和にかけて、手話の研究も盛んに行い、独自の指導を続けていた。教諭であった大曾根源助がアメリカへ行ったのは昭和4年であり、帰国後、現在一般に用いられているアメリカ式の指文字からヒントを得た指文字を考案している⁽¹⁶⁾。また同僚の藤井東洋男は昭和5年に、フランスを中心にヨーロッパを回って、手話について自信を深め、また演劇の勉強をして帰国した。彼らは、藤本の親しい共通の同僚たちであった。藤本が大正4年から続けている聾啞協会の仕事や雑誌『聾啞界』の編集長としての仕事に理解を示す友人たちであった。

大阪市立聾啞学校では、戦後も手話の指導は続けられたが、藤本らの世代のあと、戦後の新しい教育組織としての口話教育が、科学の諸分野の発達にも支えられて、社会的な認知を受けるようになった。聾教育の世界では、口話法は当然の教育方法であり、教育理念となつた。

4) 手話の回復

やがて、社会で手話が見直され、聾学校で手指⁽¹⁷⁾を使うことが、言語習得の補助手段として用いられるようになるのは、1960年代の末になってからのことである。それに先立って学校教育の外の社会では、聾啞運動などによって、手話が見直され手話通訳の誕生をみるようになった。このことは、すでに一般に知られているとおりである。しかし、そこで、現れた手話は、聾者自身の言語である手話というより、音声言語に沿った対応の手話であった。聴者や音声言語の指導を受けた難聴者や中途失聴者にとっては、わかりやすい手話であったかもしれないが、聾者にとってはわかりにくいものであった。

3. 藤本の指導と松永端の論文

1) 藤本の指導案

藤本が大阪市立盲啞学校へ移る前（注；大正14年4月、盲・聾が分離して大阪市立聾啞学校となる。それまでは盲啞学校）、私立福岡盲啞学校に勤めていた大正5年（23歳）に書いた「手語法私見」という未完の文章がある。ここで、彼は“手話”と言わず“手語”と言っている。「実に手真似

は聾啞者が失官に代償して得られた唯一の言語である、故に私は手真似といわず手語という方が適切ではあるまいかと思う。」⁽¹⁸⁾と言っている。何故なら人間の思想が口によって表される場合は口語であるし、文章の場合は文語というので、それなら手で表す場合は“手語”というのが適切だというわけである。手語の研究は聾啞者自身だからできる、また「発音法という教授法が優位であるべき地位を占めつつあるが、まだべきだというだけで、ナリになっていない」、今後は手語の研究は欠かせない、と言っている。また、手語即ち思想、思想即ち手語の関係であって、

啞児 実物－感覚－直感－表象（観念即ち手語）

常児 実物－感覚－直感－言語－表象（観念）

という図を示し、直感がすぐに観念となり、従って手語の創造者は教師ではなく、多くは生徒自身か他の聾啞者だと言っている。残念ながらこの論文は、未完である。

この論文を書いた2年後の大正7年、藤本は、高橋潔、藤井東洋男、福島彦次郎、松永端らのいる大阪市立盲啞学校に移った。大阪市立盲啞学校校へ移って大いに刺激を受けた藤本は、高学年では小説を読むことを勧めている。実は、明治42年（16歳）から大正3年（21歳）まで、松江盲啞学校に勤めたが、教師になりたての松江時代に、生徒たちに小説を読ませようとして周囲から反対されたことがあった。小説を読むことは道徳的でない、というわけである。大阪市立盲啞学校へ移った藤本は、高橋潔の教え方に大いに刺激を受けた。

「高橋教諭が生徒の教科書としてお伽噺や少年少女小説を採用された勇気と新機軸に敬服した」⁽¹⁹⁾と述べ、

また自分でも「太閤様のお猿に就いて」と題した教材に傍注をつけて発表している。

「大阪校へ来てから高橋、西淵その他の僚友たちからの指導や暗示を受けて大いに啓発されたが、私共の手真似は聾啞者の言語としては最も完全なものと思います。発音ができ文章ができるのも、手真似ほど完全にはできない。」

しかし、

「一般の言語を持った人々の世界に入っていく必要がある。そのためには言語を持つ人々の書いたものによって思想を広めねばなりません。それはやはり読書することでしょう」と述べている⁽²⁰⁾。

この中で、藤本は国語を指導するときの手話について、注目すべきことを言っている。

「私共の言語としての手真似は自由で流暢でいささかも思想の発表に不自由を感じませんけれども、これを日本語に訳すとたいへん窮屈なものになって、手真似で見るような生氣澁刺としたありさまが消失しやすいようです。殊に学校の教室で使われる訳語にはそれが最も甚だしいように思われます。同じ手真似でありながら外国語のような気がします。私はこれについて少し申し上げたいのです。

諸君の間に使われる手真似は感情の表出が豊かに出て、また含んでいて生き生きとしています。が、教室に入ると、何だかよそ行きのような手真似になるのは何故でしょう。私は、これを直訳に捕らわれるからだと思います。… 私は意訳ということを重要視します。…」⁽²¹⁾

ここでは、藤本は、手真似は手真似であり、日本語は日本語であるとはっきりおさえている。私たちが英語などの外国語から日本語に翻訳するときと全く同じことを言っているのに気がつく。生徒の手話が教室の外では生き生きとしているのに、教室へ入ると固くなるのはどうしてか、とも言っている。ここでは自由な手話言語が、音声の言語に捕らわれてしまうことを注意しているのである。

当時の聾啞学校の教師たちは、どの学校でも手話を使っていたが、大阪校のように手話を手話として自覺的使っていたかどうかは疑問である。藤本は少なくとも、日本語とは違う言語であるという認識は持っていたことがわかる。

「私のいう意訳とは関係的の反訳であります。…こうして手真似と言語とが融和すると私共は自由自在に日本語を使用する身になります。」⁽²²⁾

(アンダーラインは上野・野呂)

反訳とは広辞苑によれば，“一度翻訳された言葉や、速記などの符号で書かれたものを、もとの言葉や文字に戻すこと”とある。“手真似と言語が融和すると自由自在に日本語の使用ができる”ということは、日本語の単語の対応訳でないことは彼の文脈から明らかである。他の外国語を例に考えると、例えば、英語を読むときすぐに日本語に訳すことができ、また日本語からすぐに英語になおすことができる、そこまでの力をつけてほしいということではないだろうか。彼は、ともかく聾啞者に日本語の読み書きの力をつけてほしいという願いを切実に持っていた。

彼は、「私は、諸君と同じ不具者でありながら常人の先生方から指導や暗示を受けたことを恥ずかしく」思い、まだまだ勉強していかねば不完全であると述べ、未完の主語論を書いて誤りを訂正していきたい、とも述べている。

彼が、“常人の先生方の指導を受け、また示唆も受けたという”大阪市立聾啞学校の教師たちは、校内での研究会を持っていた。特に口話法の攻勢が激しくなる大正の末から昭和にかけて、手話の研究が盛んに行われた⁽²³⁾。

2) 松永端の論文

昭和4年の研究会報6号に載せられた松永端の論文「如何にして聾啞者に於ては手語と書言語が可能であるか」をみることにする。

ここで松永も手語という用語を用いている。先に藤本が手語という用語を用いていたが、おそらく、松永の考えた用語であったのかも知れない。この論文は、方法的手話を開発し、聾啞者のフランス語指導に用いたド・レペ（1712—1789）に対する批判である。もちろん同時代のハイニッケ（S. Heinicke 1727-1790）への批判を含んでいることは言うまでもない。ハイニッケは、聾啞者であれ、人間は音声を通してのみ思想を形成できるという考え方である。書記言語は音声言語よりも不完全であり、人の思想を入れるには不完全なものであった。したがって、最初は手真似で得た観念も、音声を發して初めて完全な観念となるというのである。ド・レペとハイニッケの論争は、音声言語と書記言語との対立が根底にはあった⁽²⁴⁾。

ド・レペは、音声言語と書記言語は同等であると考えた。聾啞者がフランス語を習得するにはどうしたら最も合理的か。それを解決しようと考えたのがド・レペのいう方法的手話である。

松永は「ハイニッケに限らず、多くの純口話法論者は、書言語は“言う言語の上”に基礎づけられなければならないと安易に考えている」という。“言う言語”は、つまり音声言語で、それなしでは書記言語は成り立たないということに対する批判である⁽²⁵⁾。

つづいて、ド・レペについては、「手真似の必然性と価値を高調し」また「手真似をローラー者(ママ)の祖語」としながら、「手真似のより高尚な発展と言語的創造を全く考えなかった」と批判している。手真似の歴史が、ド・レペで終わっている。手話は聾啞者の母語であるとド・レペは認めたが、それより以上の発展を考えなかった。聾啞者の文化史は創造されなかった。それは手話自体の罪ではない。そして、ド・レペの垂流はいつもそこで行き詰まっている。以上のように述べた松永は、さらに現に日本の多くの聾啞学校が、手話を採用しながら何の発展も導こうとしなかったし、「書言語への移行で、教育作業を終え、手真似の発展の余地をふさいだ。手真似はいつも書言語への移行過程であると見なしてきた」⁽²⁶⁾と批判している。松永は続けて手話について次のように言っている。

「手まねは手まね自体の内在意識が生む、手まねの文法形式へ進んでこそ、始めて手語としての発展が価値づけられねばならない。…我々の体験からして、手まねでメーテルリンクの“タンタジイルの死”を語り、ユーゴの“レ・ミゼラブル”を語り、明かな効果を勝ち得たことである。されば、書言語への移動作業において、書言語に対する手語の文法的形態の対立の著るしさをもって、その作業の難渋さを嘆く。ここに誤りが発生する。即ち、文章を手まねで読もうとするが如き恐るべき勇士が出てこないとも限らない。

必ず、文章は文字で読み、手まねは手まねで手まねせよ。」⁽²⁷⁾

松永は、手話が書言語を指導するためのもので終わってはいけない、また手話は手話であり、書言語は書言語である、と言っている。

「手語が手語の認識であり、書語が書語の認識であらねばならない。…手語がより有効的に、より文化的に、その認識表出を醇化するならば、聾啞者をして、そこに、完全なド・レペのいう“心靈の高さへと導かれ”否進むべきこそあれ、手語を移植して、書言語となし、書言語を移植して、手語となすが如く、互いに相共に、得るところなき低級な人生意識に墮ちることなきを期せられるのである。

手語によって、聾啞者の世界意識が創造せられる。

書言語によって、聾啞者の世界意識が、書言語の文体論的特質の形成によって、ユニバーサルに達せられる。されば、手語がユニバーサルに進むであろう。

最後に言うべきことは、書言語はその機構を認識することによって、達せられるのである。」⁽²⁸⁾ 松永は当時の哲学の影響からだろうが、わかりにくく言葉の言い回しをしているが、日本でも、手話についての考察がされていたことは注目してよいことである⁽²⁹⁾。松永らにとっては、手話は、実に聾啞者の言語そのものであったのである。

高橋潔も松永端らも、どうして、聾啞（児）者の使う手話をはっきり認識できたのだろうか。そ

れは、彼らが聾啞（児）者と生活をともにし、内容のあるコミュニケーションをしたからではないだろうか。何十年も聾啞者といっしょにいても、また教えた経験があっても、聾啞者の言語に気づかないものが多い。彼らには聴者の用いる手話らしきものと手話の違いはわからないのではないか。一方、藤本自身は聴者ではない。彼は聴者でなかったがために、手話について改めて意識する前に、彼にとってはあたりまえの言語であった。そのことが後に、手話を自覚的に捕らえられなかつた人たちによって、手話が誤解されたのかもかも知れない。

藤本が大阪市立聾啞学校の同僚から、多くの刺激を受けていたことは十分考えられる。手真似についての研究の必要性を感じさせられたに違いない。

「斯界にもう少し研究的態度の人が輩出しなくてはならない、例えば手真似であるが、聾啞者が存在する限り、又発音法の成功すると否とに係わらず、手真似は除外出来るものではない。

実際現在の各地盲啞学校長や教員で立派に手真似の出来る人が幾人いるだろう。…大阪では、2,3人研究家があるが、京都や東京はどうしていられるのだろう。実際、教育上について権威在る学説を立てて全国聾啞学校の指導者たらねばならぬ。こんなことをいいながら、私は腋の下から冷汗が流れる想いがする。」⁽³⁰⁾

と述べつつも、相変わらずの忙しさであった。

4. 藤本の聾教育批判

1) 教育の不備

日本で公的に聾教育が始まったのは、通常、明治11年の京都盲啞院であり、続いて明治13年の東京訓盲啞院とされている。しかし、明治20年代に設立されたのは、聾啞関係では米沢盲啞会（明27）だけであった。明治30年代に入って各地に設立をみたが、篤志家の献身的な熱意によるもので、経営は苦しく教員の確保も難しい状態であった。当時の20ほどの盲啞院で教員110名、そのほとんどが、篤志家か小学校の教員だったと言われる。明治39年には聾啞技芸会によって、全国聾啞大会が開かれた。また東京盲啞学校長小西信八、京都市立盲啞学校長鳥居嘉三郎、市立京都盲啞学校長古河太四郎による盲啞教育の義務性と盲と聾分離を文部大臣に建議しており、翌40年には第1回日本盲啞学校教員会はひらかれ、盲啞教育の義務性と盲と聾の分離を文部省に建議している。それらの影響もあって、40年代には盲啞学校も16校が増えた。明治40年の生徒数806名、45年になって1069名となった。大正12年の「盲学校及聾啞学校令」は、聾教育の制度上の節目となるものであるが、大正11年の在籍児童は1785名であり、全学齢児童の就学率が99.3%に達していたのに比べて、盲聾啞児のそれはわずか12%に過ぎなかった。しかも、その6割は私立の盲啞学校の生徒たちであった。

当時、聾啞学校で行われていた指導について、藤本は次のように記している。

「残念ながら明治から大正の初頭にかけて教育教授方面に対して頗る閑却されていたという事は見逃すべからざる恨事でありました。第一教育方針が確立していなかったのであります。これは

どういう訳であったかと申しますと憐憫の感情が主力となって一貫していた事であります。従つて、教育というより救済慈善という事に重きを置き、学校の建設もこの名目の下になされていました……この50年を通じて教授方面に於いて、厳密な意味に於いて研究的な態度でこの衝に当たった人が甚だ少なかったのであります。これと共に設備とか待遇とかの関係で或る特殊の人々の外は所望教員の古手とかが隠居仕事的にやられていたのですから、常に澁刺な元気を欠いていたのであります。」⁽³¹⁾

また大阪市立聾啞校の高橋校長は、大正3年（当時は盲啞学校）聾啞教育に飛び込んだ赴任当時の模様を語っている。

「…寄宿舎に泊まり込んで毎夜遅くまでろう者である福島教師について教わっていましたが丁度一週間もした或日のことでした。主任の老先生が或る先生に向かって『彼奴等は犬猫同然だから修身の話なんかしても駄目だ。また、そんなむずかしいことはして聞かすこともできないが、たとえできてもそれは猫に小判だ。それよりも早く職業を授けて親の脛かじりから離してやることだ』と。また、或先生は『聾啞教育に於ける訓育はこれに限るよ』と、拳固を示されました。私はあまりの恐ろしさにぞっとしました。」

高橋氏は、ここでは自分には教育できないと思い、去ろうとしたが、せっかく来たのだから、と引き留められたので思い止どまった、と言っている⁽³²⁾。

高橋や藤本らは、隠居仕事のような気持ちの教師に怒り、経営的な問題から、教育に専念できない状況を嘆いていた⁽³³⁾。

一方、大正14年には、聾口話普及会は結成され、機関紙『口話式聾教育』が作られ、口話法の啓蒙・宣伝活動は各地の講演、講習会と勢いづいていた。藤本はこれまでの聾教育の沈滯ぶりを嘆くとともに、自分としては賛成できないはずの口話法の活気に対しては、複雑な思いを抱いていた。口話法の発展を喜ぶ、という発言には、これまでの沈滯した聾学校の教育の状態を打ち破って、新しい息吹が吹き込まれる気迫を感じていたに違いない。

2) 東京聾啞学校50周年記念式での講演

大正15年、藤本は、東京聾啞学校50周年記念会の講演を樋口校長から突然依頼された。恐らく会場にはお偉方が並んでいたと思われるが、彼はこの講演で、率直に堂々とした話し方で自分の意見を述べ、口話法を批判している。

先にあげた「残念ながら明治から大正の…」の引用もこの時のものであるが、さらに続けて、大正12年からは少なくとも1県に1校以上が建てられることになってうれしいと述べ、さらに、

「これは50年間の苦労があったからで、過去の教育の不振も今の準備ということだろう。…最近、殊に教育令発布以後はこれを一転機として口話法主義が非常な勢いで唱道されるようになりましたのは、また一面において川本氏の帰朝や西川氏の純真なる奮闘にもよりますが、兎に角、それだけでも“慈悲、救済第一主義”や“経営第一主義”から“教育第一主義”に変化してきた

象徴としてその進歩を大いに謳歌せねばなりません。」と言って口話法の台頭を称えている。

「しかしながら、在来行われた教育方法が何故いけなかつたのか。手真似法と口話法の得失はどうであるか。本校に手真似の講座を置いて研究されたか、或いは又各地の聾啞学校に於ける手真似の研究を十分尽くされたのであつたか、どうか等いう事について十二分に組織的に検討する事を忘却して、口話法が果たしてこれに代わる教育法として第一の良法であるかどうかという点について、まだまだしっかりした論拠を見いだし得ないのに、聾教育方法は口話唯一のみという風に考えるという事は、頗る寒心すべきものではないかと考えます。」⁽³⁴⁾

彼は口話法について丁重な礼を尽くしているが、彼の言いたい趣旨は後半なのである。

彼の文で、口話法が出てくるときは、必ずそれだけでなくその後の手話が強調されるのに気づかされるが、特にここでは来賓としての発言である。

また、自分は8歳のとき聞こえなくなったので、話すことはできるが、私と同じような聾者と話す場合は「口話で話すことにはだしく嫌悪と倦怠を感じ」手話で話す方が「頗る簡便で爽快」である。まして聾啞者と話すときは「輪をかけてよろしいことだ」と言っている⁽³⁵⁾。

2) 西川氏の愛を信じて

口話法の嫌いな藤本であったが、最近の口話法に対して猛烈な反対をしないばかりか、「口話式聾教育」を読んでいた。その訳は何かというと、西川氏が書いているから雑誌を読むのだという。西川氏はろうの子の親であるから、それに対しては猛烈な反対はしないのだという。

「可愛い子をだしにして世を欺き又は売名の道具に使うというような事は絶対になし得ないのみならず、まして人一倍子煩惱の西川氏に於いてどうして左様な所為が出来ましようか。…だから、絶大の信頼を払うわけで何らの疑う必要などない」と言う。また「私は西川氏に言いたい。方法の宣伝よりも“聾者に対する愛”を力説して欲しいと…」⁽³⁶⁾と言っている。

藤本の愛情にもりい面が出ていて胸を打たれる思いがする。

3) 口話法論者への批判

「口話法の勢に乗じて大向こうの喝采を博する為めに聾教育法として、一律に口話法を採用する危険から覚めていただきたいと思います。又在来手話法で教育していた人々が何らの反省顧慮もなく、新流行に追従するような不見識も考えて頂きたい事と思います。…聾教育に対して全然素人や聾者に対し全然無理解な人々を捉らえて、美名の下に自己の野心を遂げようとするような事は何れの方法にせよ排斥せねばならない事であります。」⁽³⁷⁾

50周年式典において、口話法に傾いていく一般の趨勢に対しても、口話推進者に対しても、厳しい批判の目を向けているのである。容赦のない鋭い批判は、口話法を礼讃してみせた藤本とはまったく違っている。

藤本は、決して口話法に賛成はしていなかったのである。

4) 読話に関するアンケート

昭和3年の聾啞界45号に、川本宇之介は「食わず嫌いをする勿れ」⁽³⁸⁾という文を投稿し、口話法

の成功例などあげて、この事実を見よ、そして、「教育者も聾者も父兄も教育上口話法なるものの食わず嫌いをやめて、その可能性と効果に自信をもち、さらにその成績を顕著ならしむるために、人類愛と忍耐と研究との3武器を發揮するようにありたい」と呼びかけている。この文章に対して、翌年の第4号で、藤本は早速、何人かにアンケートを送り、回答を得ている⁽³⁹⁾。その項目は、

- 1 失官年齢
- 2 発音の程度
- 3 読唇の経験
- 4 手真似と発音と読唇のどれを使うか
- 5 共通の感想

となっている。全員が7歳、8歳とか9歳とか、あるいは18歳であったり、中には30歳であったりして、全員が中途失聴か難聴者であった。項目2では、発音は普通にできるものが多く、なかには少し崩れているようだというものもあった。項目3では、ごく簡単な言葉は読めるが、長いものや慣れない言葉は読めない、というものが多い。項目4では興味のある手真似と筆談、とか手真似も発音も筆談もその時に応じてとか、あるいは手真似の方が便利とか、さまざまであるが、口話がよいという回答は1つもなかった。中で何人かが、「食わず嫌いは川本先生でしょう」というのがあつたり、また皮肉に「私は食わず嫌いをしております」というのも目につく。ちなみに藤本は9歳ころまったく聞こえなくなったらしいが、発音は自分ではできているつもりでも、明瞭さは落ちているようだ、初対面の人にはわからないこともあるようだ、と言っている。読話は得意でない、推量が多いが繰り返される場合はいらいらする。こちらから言う場合は第1に発音、第2に手真似、先方からのは手真似がいいと言う。

5の感想では、「私は聾啞教育者が重大なる過失の下に出発しつゝあるように思える。…聾者（藤本は難聴者と中途失聴者を聾者とし、他の聞こえないものを聾啞者としている。）⁽⁴⁰⁾の存在が、いろいろの意味で利用されている。聾啞者こそ気の毒である。」と述べている。

20名ほどの回答であった。ここへの回答者はすべてが難聴者か中途失聴者で（藤本の言う聾者）であったが、ことごとく川本の意見には反対であった⁽⁴¹⁾。

5. 手話擁護

1) 藤本の「手話法に就いての一考察」

昭和14年『聾啞教育』誌第56巻へ投稿した論文で注目すべきものである。昭和13年いよいよ戦時色を強め、国家総動員法が制定された翌年である。世の中は、ひたすら戦争へと突き進んでいきつつあった。聾教育では、昭和8年の鳩山文部大臣の「国民思想涵養のため口話法に努力云々」の後、昭和13年には荒木文部大臣の「口話法に適しないものにもそれを強いることがなきよう…」との発言があった。口話法への不満は現場ではもやもやしていたが、口話法は日本全国のろう学校に広まっていた。

大正14年に創刊となった『聾啞教育』は、藤本の編輯する『聾啞界』と違って、教育を主体とす

る、新しく宣伝された口話法と歩調をあわせるものであった。内容も手話に関するものは一件もなかった。藤本の文章は、さすがに格調が高く、敵地へ乗り込んで心情を吐露するといった観がある。

最初の〔現代聾啞教育の跛行状態〕の項では、

聾教育の義務制を待望しつつも、昭和8年の鳩山文部大臣の訓話について、

「大臣の訓示を借りてまで口話法を強調せねばならぬところに、むしろ、該法の纖弱さを感じさせた。所謂、かの桂公の故知に倣った袞龍の袖（注：天子の衣の袖）に隠れて云々の感があって、心あるものをして顰蹙せしめるものがあった。しかして、昨年の荒木文相の訓示は、前回の行過ぎを是正せんとするもので、この教育が常態に復する前提であると解釈してよい。」⁽⁴²⁾

と言って、昭和8年の時の訓示の誤りと今回の昭和13年の訓示が常態に戻るものだとする見解を示している。

〔新教育の根本〕では、

口話法論者が、聾啞者を人並みに引き上げるためにというけれども、

「甚だ浅薄な形式主義で、却って世を謬るもの、世人をしてこの教育者に対して、結果において懷疑を抱かしむるものである。須らく糊塗主義、一時の便法主義を放棄して、外科医の信念のごとく、安価な両親の盲目愛に阿ることなく聾啞者をして、聾啞者のまま、然して最も善き聾啞者として国家の一員として…」⁽⁴³⁾

また

「…聴こえぬものは聴こえぬものとして有のままに扱うべきではあるまいか、生半可は大傷のもとというは西洋人の浅薄なる決議（1880年ミランにおける大会⁽⁴⁴⁾）或は実際教育に経験なき医者の言説を今以て金科玉条として、一にこれに憑らんとして、日本独自の創意を巡らすことなきは甚だ恥すべきではあるまいか。」と述べ、

聾啞者がありのままの聾啞者であるべきだという主張をしている⁽⁴⁵⁾。

当時の時代の風潮、日本人としてお国のために一丸となっていく戦争の時代、そして聾啞者も聴こえるものと同じようならねばいけない、という人類愛に名を借りヒューマニズム的な考えに流されずに、自分の思うとおりを述べていることに驚きさえ覚える。

〔方法論の限界〕では、

50周年記念の講演と同じように、それにも増すくらいの激しさで口話法を糾弾している。

「…自己の栄達のため、世人の喝采を博せんとするが如き、或いは又自己勢力の扶植の具に供するが如き陋劣なる心事によって結論するは以ての外である。…」

父兄の迷いにつけこんだり若い教師たちがこの偽装に動かされて、つけ焼き刃的な口話法の成績に感激幻惑され、夢中のうちに十年が無駄に過ぎてしまうのは非常に残念だとも言っている⁽⁴⁶⁾。はま子さんは4、5歳からの失聴で後天聾であり、また難聴の部類に属している。だから口話法も意味があるだろう。しかし、現実には口話が無理なものが大多数なのである。方法論の限界は明白なのだ⁽⁴⁷⁾。と言う。

最後に〔手話に還れ〕として、

「読説短文主義だの、単語主義、単音主義、リズム訓練、触説法等々、いずれも立派なものに違ひなかろうが、要するに全聾に関する限り、さて効用のないものでしかない。むしろ以上のいろいろの主義を語を変えて手話法に応用しては如何。」と述べ、

「手話法の領域は広々としており、この新しい領土の開拓をするために、手話法に還って、再出発すべきであろう。」と述べている。また、

「新人よいですよ…口説法は少数の口説適性児童へ残しておいてよい。精緻な完全な文化財を盛った純日本的な手話法は口声語の問題をおいて（注：“発音をさせるということを問題としなければ”という意味）、すべての問題を明快に解決するであろう。」⁽⁴⁸⁾
と、実にはっきりと宣言している。

昭和14年、この時代に、おおかたが口説法に傾いた強力な勢力を向こうに回して、これだけ聾啞者の意見を代弁できたことに、改めて藤本の本音がわかるのである。彼の考えを、「“手話も口説も”という柔軟な姿勢だった」と言ってしまうことはできない。“口説法は少数の口説に適する児童へ残しておいてよい”とも言っているが、その意味は、口説法に賛成ということの方に重点はかかっていないのである。

6. 考察

藤本の「きれいな手話」はどういう手話だったのか。これが第1の疑問であった。

藤本は、本稿の最初に見たとおり、彼の教材では生徒たちの生き生きした手話と教室での堅苦しい手話を別のものと考えていた。教科書の文章を手話にそのまま翻訳することは、かたく戒めている。日本語から手話へは、意訳であり反訳である。そして、同じ指導案の文中で、“手真似と言語が融和すると自由自在に日本語を使用できる”と言っている。彼が、“国語を基に”というとき、それは、必ずしも現在のいわゆる対応の手話でないことは明かであることがわかる。

日本語と手話とはまったく異なる言語である、ということをはっきりとさせるものが、同僚の松永端の論文である。彼は、日本語は日本語であり、手話は手話であるとはっきり区別している。“日本語から手話へ直接訳す恐るべきものが出てこないとも限らない”とも警告している。当時の聾啞学校の教師たちは、手話を用いていたが、日本語を教えるための一時的な便法として用いており、松永はそのことも批判している。また18世紀から19世紀初期のド・レペやシカールの方法的手話についても、せっかく手話は聾啞者の母語と認識しながら、手話としての発展を考えなかつた、と言う。松永の言葉によれば“手話の文化”はそこで止まってしまい、手話の発展は妨げられたという。

藤本は、自身が聾者である。手話で話すのが快適だというくらい、手話を自分のものにしていた。手話はあたりまえの言語であった。大阪市立聾啞学校の高橋や松永、また藤井らは、聴者である。聴者であったが、（藤本のいう）聾者、聾啞者とのコミュニケーションや共同の生活を通して、聾啞者の手話を気づいていた。今日のように学問的ではないが、日本語とは異なる手話の特徴を捕らえ

ていた。むしろ藤本などの聾者の方が、無意識に手話を使っていたと考えられる。藤本が「常人の先生方に教えられた」ということは、率直な思いであったとわかる。聾者が聾啞者に手話についての質問をしても、聾者の満足がいく答えは必ずしも帰ってこない。アメリカ人に英語のわからないことを尋ねても、私たち日本人の満足のいく答えが帰ってこないのである。ある言語を使う人たちにとっては、それが理屈抜きの言語なのである。別の言語と対比させたとき、別の言語との違いや特徴が際立ってくる。その意味で、藤本は手話については、生徒たちの指導では2つの言語を区別しながら、日常ではその区別にこだわりはなかった。

「聾啞者の手真似というものは、六ヶ敷い樋口（当時の東京聾啞学校校長）の所謂、方法的手話、指字などを一切、ひっくるめて手真似と称するのであるが、」⁽⁴⁹⁾

と言っているように、手話についての客観的理解は、松永など聾者とは違って、むしろ彼が聾者であったがために、手話の厳密な区別には気にとめなかったと考えられる。当時としては、仕方のない面もあったかも知れない。

彼は、多くの聾啞者がするように、話す対象に応じて、意識的にせよ無意識的にせよいろいろな手話の表現を使い分けていたのである。

また、「10年前と今との手真似の内容の変化や語彙の増加は驚くばかり…」⁽⁵⁰⁾

といい、さらに、

「或人は手まねは抽象的なことになると表出が困難である。否、不可能とさえ言っておられる。歴史や地理になどは手まねでは教授がしがたいといっておられるのは、実に驚くべき無理解であります。歴史、地理になると一層手まねの必要が起こってくるのであります。私はかって、ナポレオンの生涯を記した歴史小説を高等2年生に講じたことがあります。実に感激して泣いたものもあったのであります。…」⁽⁵¹⁾

と述べているように、手話はすべてを表現できるすばらしいものでもあった。そして、彼は教養ということに常に大きな関心を寄せていたのである。

「“つまらない” “降参”などの手話の語源がよく理解できるにいたれば、それは既にもう立派な教養的手話と言い得る。」

この文は何を言っているのだろう。手話の語源は、手話を自由に用いることとは直接関係はない。しかし、藤本にとっては、手話ひとつひとつの意味を日本語で理解することは教養であり、日本語から手話への反訳、手話から日本語への反訳の訓練は必要、ということであった。“教育程度が高まれば高まるほど、その觀念は生きるのであります。”と言っているように、藤本にとっては、手話がどういう手話かというよりも、言語のもう一つの側面である教養ある手話、内容の豊富な手話の方に関心があったのである。このことが、後に、ろうの人々の言語である手話を知らない人々によって誤解されたのだと考えられる。

藤本の書いたものには、時折、“口話法の発展を喜ぶ”という文章が見られる。

本稿の最初にあげた“双手を挙げて欣快の叫びを挙ぐる…”もそうである。

「手真似をより広く街頭へ」では、この文章の他にも

「口話法を宣伝しこれが普及発達を企てるならば手真似も亦これに伴い、広く街頭へ展開されなくては聾者に対する眞の理解が嘘になる。」⁽⁵²⁾

「私はこの事実によって今後口話法の普及発達に伴い益々地方的に、将又（はたまた）より広く一般に手真似を通じても聾者への理解が弥深くなる事を望んで益々手真似語が街頭に展開せらることを切望して止まない。」⁽⁵³⁾

とも書いている。

藤本の文章では、“口話法の発展を喜ぶ。”ということだけで、終わっているものはひとつもない。先の“双手を挙げて欣快の叫びを挙げる”という文章も、実はそのあとに続けて書いている“社会に手話の広まること”が藤本にとっては大事なことであった。口話法の勢いが強ければそれだけ、手話も勢いづくりを願った。だから，“これが機運に促されて、手真似の発達が愈々益々必要となり…”と続いて、こちらの方が、彼の言いたいことだったのである。これが藤本の最も強く願うことであった。

しかし，“口話法の発展を喜ぶものである”と述べた藤本はたいへんな自信家でもあったことが伺える。今、筆者は，“手話が広まる”という後に続く文の方が大切だ、と言ったが、藤本は、「口話法が広まれば、手話も必ず広まる。口話法の反省はきっと起こる。我々聾者にとっては、生きることと等しい手話は、決してなくなることはないと確信していた」のであった。

7. まとめと残された課題

藤本の文章で、注目すべきものは、大正15年の東京聾啞学校50周年記念式での講演と昭和14年の『聾啞教育』へ投稿した「手話法に就いての一考察」である。両方とも、いわば『聾啞界』などの身内ではなく、外部、言ってみれば、大物のいる反対勢力の前での発表である。そこでは、むしろ藤本自身の口話法に抵抗する姿勢を、より明確に表している。

特に、学術的な雑誌を目指して作られた『聾啞教育』は大正14年に発刊されたものである。大正14年という年は、聾口話普及会設立され、『口話式聾教育』誌が発刊された年でもある。両誌とともに、口話法が広まる時期に発刊された雑誌である。この『聾啞教育』誌も、殆どが口話法に関係ある内容が多かった。

昭和14年には、口話法は全国に定着した頃であった。社会的には国民総動員法が敷かれた年でもあり、戦時色が強くなる時期でもあった。藤本は、この論文を投稿するとき、まさに敵地に乗り込む気持ちであったかも知れない。

この論文は、昭和13年の荒木文相の訓示を先ず示して、昭和8年の鳩山文相の訓示が訂正され“常態に復す前提”と解釈して、彼は勇気を取り戻している観がある。「袞龍の袖に隠れて」（天子の衣の袖に隠れてとは、日本式に言えば「虎の威を借りて」ということだろうか）、口話法の権威づけがされたことに、悔しい思いをしていたことが伺える。彼は真っ先にそのことを書いている。この文章は、彼の漢学の素養、博識を遺憾なく發揮しており、最後の【手話法に還れ】は圧巻である。

口話法はその後、戦前戦後を通して“当然の指導法”という地位を得たが、現場ではずっと疑問の声がくすぶり続けたことも事実であった。藤本のいう“きれいな手話”とは、現在言われる、いわゆる“対応の手話”ではないと結論づけた。しかし、彼のいう手話は、聾啞者が本来使う手話という観点ではなく、聾啞者の教養、とりわけ日本語の力による教養を強く願った。

「私は教養ある聾者と無教養の聾者の手真似のそれとは非常に径庭のあることを世人が徐々に理解した証左を折々発見して特に非常に欣快を覚ゆることがある。」⁽⁵⁴⁾

という言葉は、まさにそれを表しているし、藤本が繰り返し言い続けたことであった。

藤本は手話が、聴者、難聴者・中途失聴者、聾者を問わず、広く社会に広まることを強く願った。そこでの手話は、特にどのような手話ということはなかった。聴者ではない彼は、自由に手話を使った。相手によってその手話を使い分けた。生徒の指導のときは意識した手話も、日常の生活にあっては、意識せず、社会で生活する上で、ひたすら教養と日本語の力を望んだ。日本語を習得することで、手話が豊かになることを願った。その彼の願いが、手話を客観的に意識しない当時の人々にとっては、手話への誤解を生むことになったのかも知れない。

次に、口話法の発展は、手話の発展も約束すると信じた。手話は決してなくならない。これは、藤本自身の生活経験からくる信念でもあった。そして、口話法はやがて行き詰まり、必ず手話は見直されると考えた。手話が見直されるための口話法であり、現実の状況では、耐えねばならないことであった。

そこには自信と楽観⁽⁵⁵⁾が多分にあったと推測される。

藤本は手話の発展を願った、手話の広まることを願った。口話法に賛成するものではなかったが、現実の状況の中で、口話法による教育の制度の整備と発展に期待した。そのことによって、教養のある聾者が生まれることを期待した。聾啞運動の推進力となる優秀な若い力に期待した。そこに藤本の自信・楽観と同居して矛盾と苦しみが潜んでいたかも知れない。

野呂は、引き続いて、藤本を知る人々の聞き取り調査を行っており、不十分なところもいずれかの機会に補えるものと考えている。

戦後、あらたに全日本聾啞連盟が結成され、藤本は初代の連盟長となった。彼の考え方については、戦後の連盟長としての活動など、藤本のより詳しい人物像の研究が必要であり、本稿の範囲を超えるもので、今後の課題として残されている。

また、筆者らは大阪市立聾啞学校の教師たちの研究会に注目しなくてはならない。本稿では、松永のみを取り上げるに留ましたが、次回に取り上げるべき課題である。

本稿を執筆するにあたって、伊藤政雄先生、米内山明宏氏には、貴重なアドバイスをいただきました。感謝を申し上げます。また市立名寄短期大学の清野茂先生からは一連の研究成果をいただき、多くを学ばせていただきました。感謝を申し上げます。

注

- (1) 藤本敏文；「きれいな手話」『殿坂の友』第46号，昭和18年4月。（昭和17年9月の執筆）
雑誌『殿坂の友』は、東京聾啞学校同窓会誌第12号として、大正2年7月に創刊された。この雑誌はそれまでの東京盲啞学校同窓会誌『くちなしの花』第11号（明治39年3月創刊～明治45年7月）の後を継いだものである。第45号が昭和16年7月に発行され、最後の第46号が戦争真っただ中の昭和18年4月に発行されている。巻頭言「討ちてし止まむ迄我等戦いつつある」（山岡勘一理事）とか「大日本帝国の意義」（山仲一良）など戦時色が伺える。
なお本稿では、雑誌等の文献から引用する場合は、内容に差し支えない限り、旧漢字、旧かな使いは、現在のものに直した。
なお、聾者、聾啞者などの用語については、松永のところでは、松永の使い方に従い、藤本のところでは、藤本の使い方に従った。筆者らは、手話を使う人々のことを聾者としている。
- (2) 藤本敏文「きれいな手話」『殿坂の友』第46号，20頁，1943(昭.18).
- (3) 前掲，21頁.
- (4) 上野益雄；『19世紀アメリカ聾教育方法史の研究』を参照。
19世紀後半、口話法が起こったときの主張は、「聾啞者の手話は美しく音声はきたないかも知れない。しかし手話は社会では通用しないが、音声は社会で通用する。」というものであった。
- (5) 那須英彰、須崎純一編著；『藤本敏文』筑波大学附属聾学校同窓会，58頁，1998.
- (6) 藤本敏文；「手まねをより広く街頭へ」『聾啞界』第34号，9頁，1926(大.15).
- (7) 戦後、藤本(昭和23年、55歳)は初代の日本聾啞連盟長となる。聾啞運動に専念するようになって、聾教育批判の発言は少なくなった。“口話法によらなくては人にあらず”といった風潮になり、社会の諸分野において口話法が認知されたこの時期、藤本の関心は、あるいは、特に聾啞運動に集中したのかも知れない。ここでは“教育に関連する手話”についての考察に限定する。
- (8) WASHINGTON City Paper May 29, 1992
- (9) Stokoe Jr., W. C., Sign Language Structur, "Studies in Linguistics", 1960.
Stokoe Jr., W. C., Casterline, D.C., & Croneberg, C. G., A Dictionary of American Sign Language on Linguistic Principles, 1965.
Stokoe Jr., W. C., Someotics and Human Sign Language, 1972.
Stokoe Jr., E. C., Sign Language Structur, 1978. など。
- 上野益雄：『手話の記号的特性』，筑波大学学内プロジェクト奨励研究報告，1983. 参照。
- (10) 例えば、17世紀、ネブリハは当時のカステリア地方の言語の文法書を著し、イサベラ女王に“女王様、これでスペイン語が、成立しました”と言って献上したと言われる。
19世紀になっても、アジアやアフリカの言語はジャーゴンと考えられていたし、訳のわからない言葉はチャイニーズと言われていた。日本語などは一般的には知られていなかった。
日本語という概念も、明治になって意識してきた。明治になって、森有礼が“日本語をやめて英語を国語としよう”と言ったことも、作家の志賀直哉が“フランス語を国語とするがい

い”と言ったことも有名な話である。

- (11) Harlan Lane, Ed., Translated by F. Philip, “Deaf Experience” 1984. 18世紀から19世紀にかけてのフランスの聾教育に関する、8人の論文を選んで解説をつけて載せたもの。石村多門訳；『聾の経験』の邦訳が「付録にベル、特別掲載に木村、市田をつけて」今年(2000)出版された。
- (12) 上野益雄『19世紀アメリカ聾教育方法史の研究』、風間書房、1993において詳しく扱っている。
- (13) 野呂一「2000年度聾史学会発表原稿」参照。
上野益雄「伊沢修二と吃音矯正」(解説)、伊沢修二編『吃音矯正の原理及実際』日本児童問題文献選集30、日本図書センター、1985. 参照。
- (14) 「全国聾啞学校手話口話状況一覧」『聾啞教育』第60号、32頁－42頁. の統計を参照。
清野茂；「私立函館盲啞院長・佐藤在寛と昭和初期聾啞教育」ろう教育科学、36(4), 171－183, 1995.
その他、市立名寄短期大学紀要に、清野茂氏の一連の研究がなされている。
- (15) 手話一口話の状況については、清野茂；「昭和初期手話-口話論争に関する研究」市立名寄短期大学紀要、Vol. 29, 1977. に詳しい。
- (16) 大曾根は、ヘレン・ケラーと会うことができた。その時、ヘレンが「日本にも指文字がありますか？」とたずねた。大曾根はそれまで使っていた渡辺平之甫考案の指文字を紹介したところ、腕まで動かすので、盲の私にはわかりません」と言われ、アメリカで使われているアルファベット式を思いついたという。
- (17) 手話、キュード、指文字などが、口話の指導の補助として用いられた。
- (18) 藤本敏文；「手語法私見」『聾啞界』第14号、22頁、1916(大. 5).
- (19) 藤本敏文；「小説を読むことを勧めます」『聾啞界』第23号、7頁、1935(大. 10).
- (20) 前掲、10頁.
- (21) 前掲、10－11頁.
- (22) 前掲、11頁.
- (23) 前掲、11頁.
- 大阪市立聾啞学校『会誌』(号によっては『会報』)は校友会、同窓会、教育講演会の発行で(号によって違う)高橋が校長に就任した大正13年から昭和12年まで13号にわたって発刊されている。(清野茂；「昭和初期手話一口話論争に関する研究」『市立名寄短期大学紀要、Vol. 29, 1977. 注3』による)
- (24) 松田清；「18世紀フランスにおける聾啞教育」(I)(II)『京都大学人文学報』、No. 43, 44., 1977.
上野益雄；「聾啞者の疎通性」『現代のエスプリ、現代人の断絶5』、至文堂、1977.
- (25) 松永端；「如何にして聾啞者に於いては手語と書言語が可能であるか」『聾啞年鑑』361頁、1935(昭. 10).
- (26) 前掲、361頁.

- (27) 前掲, 362頁.
- (28) 前掲, 366頁.
- (29) アメリカの初期のろう教育者は3つのタイプに分けられる。
- 1) 手話は聾啞者の言語であり、英語とは別である。
 - 2) 手話は指導の初期に必要で、英語を学んだ後では手話はなくしていく。
 - 3) 英語の語順に沿った手話がよい。
- この中で最初は、1)が主流であった。
- (30) 藤本敏文；「編輯室より」『聾啞界』第21号, 53頁. 1934(大. 9).
- (31) 藤本敏文；「輓近聾啞教育の趨勢に対する一考察及手真似進化論」『聾啞界』第34号, 15－16頁, 1926(大. 15).
- (32) 川渕依子編著；『手話贊美』サンライズ出版, 106頁, 2000(平. 12).
- (33) 藤本敏文；「卷頭言」『聾啞界』第62号, 1933(昭. 8).
- (34) 前掲, 『聾啞界』第34号, 17頁.
- (35) 前掲, 17頁.
- (36) 前掲, 18－19頁.
- (37) 前掲, 23頁.
- (38) 川本宇之介；「食わず嫌いをする勿れ」『聾啞界』第45号, 11頁, 1928(昭. 3).
- (39) 藤本敏文；「聾者の読唇問題について」『聾啞界』第46号, 7頁, 1929(昭. 4).
- (40) 藤本敏文；「卷頭言 所謂口話部会について」『聾啞界』87号, 1939(昭. 14). の中で、藤本は次のように聾者と聾啞者を区別している。
- 「1. 人の話を理解できる程度の難聴者（聴力の安定しない場合ある）。
2. 失聴前に話せたもの。
これ以外は常識的に見て聾啞者。この1, 2は聾者である。適切な教育法が必要。今は一律に口話法で教育するため矛盾撞着が起こり、禍いとなっている。」
「聾者と聾啞者の区別は、とても難しいものであるが、区別する必要がある。
しかも1, 2に該当するものは甚だ少数。これらの人々は、普通に社会に交じっている。しかしくら口話法で教育されても、手話を使う方が便利な人々が多数いる。」と言っている。
- (41) 前掲, 『聾啞界』第46号, 11頁,
- (42) 藤本敏文；「手話法についての一考察」『聾啞教育』第56巻, 51頁, 1939(昭. 14). 藤本は、『聾啞界』62号, 1933(昭. 8)3月の巻頭言で、「口話法の発達と我協会」と書いた。それは、鳩山文相の訓示を新聞で見て書いたものである。恐らく、高橋校長が帰ってから事の詳しい様子を聞いて驚いたに違いない。ここでは、
「口話法を全然否定するものではないが、発達の便宜から言っても又迅速に目的を達成する点からいっても口話法に訴えて世間の視聽を集めるのは、最も賢明なる方法と言わねばならない。…我々は幾満かの後進聾啞者の福祉のために、この行政的口話法運動に対して（鳩山文相の訓示をさす）殊更反対の鉢を収めるものである。

いずれにしても、よくなるものは容赦なく、遺憾なく、よくなれ、ずんずん伸びよだ。ただ、残される聾啞者に対しては衷心忍びないものがある。」と述べている。

また、同じ第62号の「編集室より」では、

口話法の教育を受けた難聴者、中途失聴者に期待して、

「この人達が、やがて我が聾啞者のグループにあって、或は来って、先達となり、中堅となって活躍するとき我が協会は今より一層力強きものとなり、街頭に思うままに進出も出来ようというのだ。この意味において我が口話法の成功を期待して止まない」と述べている。彼は、口話法には反対する一方で、力強い運動を支える聾者をも強く望んでいた。

- (43) 前掲、第56巻、52頁。
- (44) 1880年イタリヤのミラノで、いわゆる第2回の聾教育会議が開かれ、そこで、口話法の優位が決議された。
- (45) 前掲、第56巻、54-55頁。
- (46) 『聾啞界』第95号、「巻頭言 手話 口話 福祉」1941(昭.16)では、口話法の指導について厳しい批判をしている。

“手で、一寸上下の合図をすれば簡単にすむことを、「オタチナサイ。」「オカケナサイ。」と、一週間も十日もかかって教えねばならぬ口話法教授の克明さと労苦とを思えば頭が下がる。そして万事がこの調子で、子供の環境に即して細かく鋭く神経質に教えて行くのであるが、元来が耳が聞こえない者に、無を有にさせようとするのであるから、軍用犬にものを教えるよりも、何倍かの骨折りを要する。やれ言語の生活化、いや生活の言語化だ、などと、観念の遊戯に、憂身をやつしている間に、年月は容赦もなく過ぎ去って肝腎な事はおるすになるのもおかまいなく、教育者にとっては、これは一つの悪趣味、或いは依怙地ということに、堕して了うのであろうが、これを都会人的、近代人的ともいうか、思うに、個人主義、自由主義の残滓は濃厚と申すべく、ましてや、十幾人の一学級中一人か二人は、注文に嵌まる子供はあっても、全体が同じ調子に行きかねるとすれば、その子供の生涯の不幸を胎む事、頗る大きく、国家の眼に見えぬ大きな損失とならぬでもなく「鹿を追う猟師山を見す。」の例えに洩れず、教師としては現実に夢中となり、血眼となり我れ人ともにくたくたになる。これを統率する、校長たるものは、将来の事はどうでもよく、世の波のまにまに如才なくやって行けばよく、万事はのらりくらりの明哲保身が上分別、子供の為に敢然世の風潮に逆らっても、信念に立つという気概は結局身の破滅と考え。父兄たるものも、感情が何より先に立って、一言、物を言わせてではないと、人にも納得させ自分も一時の気休めに、安堵の胸を撫で下ろし、先生にはご苦労様と隋喜の涙を流せば、教師も校長も得々として、「是れなる哉、さきの事は一寸闇、野とならうと山と習うと、吾輩の知った事でござらぬ、ただ現在の事実があるだけじゃ。」と、呴いて今日様を過ごして行く。さて親達が気づいた時は、もはや手のつけようもなく、今更やり直しもむづかしく、途方に暮れても泣きつく相手は、もはや遠く去ってたっており、よし在ったにしても、「あゝ御時世が変わったからじゃ。」との御託宣が関の山。こうして気がつく迄には、少なくとも二十年の歳月かかる。あゝ啞の子は未来永劫産むまいぞと、嘆いても返らぬ愚

痴の泣き寝入り。辛うじて生き残りの孤軍奮闘の変骨扱いを受けていた先生組の所へ泣きついて行く親も子も誠に哀れといはねばならぬ。子の愛には代えられぬと恥も外聞も打棄てゝ、変骨先生の門を叩いて、「子供が一人前におまんまに有りつかねば、死ぬにも死ねませぬ。」といふは誠の親心といふべし。今更手まねなどと、青筋立てて「子供一生の食ひ扶持位には事缺きませぬほどに、手まねの手も罷かりならぬ。」と頑固一徹の親父、金切り声をふりしほる母上もあるらしく、嫁も貰えず、嫁にもやれず、[夫でも結構でござんす。]と強がって、子供の一生を不幸の上塗りする親達もないとはいへず、もう「オタチナサイ。」「オカケナサイ。」は懲り々々。…”

- (47) 前掲、第56巻、56頁。
- (48) 前掲、第29号、54頁、1927(昭. 2)
- (49) 藤本敏文；「手真似は人なり」『殿坂の友』第44号、5頁、1940(昭. 15).
- (50) 藤本敏文；前掲、第34号、21頁。
- (51) 前掲、第34号、10頁。
- (52) 前掲、第34巻、10－11頁。
- (53) 前掲、第34巻、10頁。
- (54) 例えば、“口話法がどんなに広まっても、ろうの教師は必要であるから、なくなることはない。赤子の手をひねるような無慈悲なことはしないだろう。”と考えていたこと。また口話法が広まれば、“手話の必要なことも明白になる”と確信していたことも、考え方によっては楽観的とも言える。しかし、現在、彼の予想どおりになったという解釈もあり得る。『聾啞年鑑』を作り上げたことも彼の自信の現れとも言えよう。戦後、聾啞連盟長となってからのこととも含め、これらのこととは、今後に残された課題である。

How did Mr. Hujimoto think about signs?

Masuo Ueno, Hajime Noro

Tosihumi Hujimoto is a person who became the first president of the Japan federation of the deaf established after world war II.

Before the world war 2, it was called the Japan association of the deaf-mutes which was made at 1915 (T. 4), and Mr.Hujimoto had been a director of this association from the beginning. He had been also a editor of a bulletin of the association and a teacher of the deaf school.

In his papers, we can find the word “pretty signs” in his article.

They have been said that pretty signs are signs along the each word of the sentence. We can see usually this signs by many interpreters. On the other hand, Deaf peoples support for the natural signs used by them everyday life, and that signs are recognizing nowadays.

Which ones are pretty signs, signs along the words or signs used in daily life by deaf peoples?
What signs did Hujimoto want to tell?

In this paper, we will examine Hujimoto's meaning of “pretty signs”

Hujimoto says that “you must make and use signs based on Japanese language”

- 1) When he taught Japanese in his class, he always gave attention to students not to translate literally word for word but to make a free translation. He said to his deaf students “why you became so stiff in the classroom? You always make signs lively out of classroom.”
- 2) One of Hujimoto's colleagues, Mr. Matunaga wrote a paper regarding to signs as the language of the deaf people. He distinguished clearly between signs and Japanese.
- 3) He oppose to oral system against using signs. He advocated to use signs anytime.
But he thought that the deaf needs education. Without education, signs remain being grubby and ugly.
- 4) He became deaf about at nine ages. He could speak Japanese freely to hearings.
He signs freely to the deaf or the hard of hearings.
So he didn't notice the existence of different signs.

He did not know difference among signs.

He intended to cultivate to deaf people's fundamental knowledge.

He wished that signs spread out more and more in a society.

We concluded that “pretty signs” did not mean signs along each word of sentence.